

ひとり親家庭等の しおり

目次

- ・はじめに
- ・ひとり親家庭等とは
- ・各種制度について
- ・各種窓口の案内



1. はじめに



このしおりでは、ひとり親家庭等の方が磐田市で安心して生活ができるようにするために、知っておきたい様々な制度や、相談窓口等を紹介しています。このしおりが少しでもお役に立てれば幸いです。

併せて、静岡県で発行している「明日のしあわせを願って ~ひとり親家庭のしおり~」についても、県で実施している制度等が掲載されていますので参考にしてください。

※掲載している内容については令和5年11月30日時点での内容であり、金額等が変更になる場合がありますのでご了承ください。

静岡県のしおり
(明日のしあわせを願って~ひとり親家庭のしおり~)
のダウンロードはこちら▶▶▶



2. ひとり親家庭等とは

母子・父子家庭、寡婦の方などのことを言います。



母子家庭の母

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のいない女子(配偶者と死別、離別、配偶者の生死不明等、または婚姻によらないで母となった等)で、現に20歳未満の児童を扶養している方。



父子家庭の父

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のいない男子(配偶者と死別、離別、配偶者の生死不明等)で、現に20歳未満の児童を扶養している方。



寡婦

配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方。

3. 各種制度について

ひとり親家庭等の方が申請できる手続きを紹介しています。
申請については、所得等一定の条件がありますので、ご注意ください。

各種制度に関するお問合せは、磐田市こども未来課
給付グループ(TEL0538-37-4896)へお願いいたします。

(1) 児童扶養手当 申請は、事前にこども未来課へご相談ください。

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童、又は20歳未満で、政令で定める程度の障害の状態にある児童を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。

ア. 支給対象者

以下に該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母以外で児童を養育する養育者。

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父又は母が死亡もしくは生死不明の児童
- ・ 父又は母が重度の障害を有する児童
- ・ 父又は母が一年以上拘禁されている児童
- ・ 父又は母がDV防止法に基づく保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母から一年以上遺棄されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 遺棄などで父母がいるかいないか明らかでない児童

イ. 支給月額 ※令和6年11月(令和7年1月支給分)から

受給資格者が監護する子どもの数や受給資格者の所得などにより算定されます。

対象児童数	全部支給のとき	一部支給停止のとき	全部停止のとき
1人	45,500円	45,490円～10,740円	0円
2人	56,250円	56,230円～16,120円	0円
3人	67,000円	66,970円～21,500円	0円

※児童が4人以上の場合、全部支給の場合は10,750円、一部支給停止の場合は10,740円～5,380円(所得に応じて決定)が加算されます。

※受給者(父・母・養育者)または児童が公的年金を受給している場合、所得をもとに決定した手当額が一部または全部停止となります。

※手当額は毎年変動することがあります。

ウ. 手当の支払日

手当は、認定請求日の属する月の翌月分から支給されます。

支払日が土・日・祝日と重なる場合は、その直前の金融機関営業日に支給されます。

支払期	支払日	支払対象月
5月期	5月11日	3月分・4月分
7月期	7月11日	5月分・6月分
9月期	9月11日	7月分・8月分
11月期	11月11日	9月分・10月分
1月期	1月11日	11月分・12月分
3月期	3月11日	1月分・2月分

工. 所得制限限度額

前年(1月～9月に認定請求するときは、前々年)の所得が、次の額以上のときは、その年度(11月～翌年10月分)の手当の一部または全部が支給停止になります。

扶養人数	請求者【母(父)または養育者】		扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給のとき	一部支給停止のとき	
0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
1人	107万円未満	246万円未満	274万円未満
2人	145万円未満	284万円未満	312万円未満
3人	183万円未満	322万円未満	350万円未満
4人	221万円未満	360万円未満	388万円未満
5人	259万円未満	398万円未満	426万円未満

※扶養親族等又は児童の数が1人増すごとに380,000円加算

オ. 必要書類

必要書類については、対象者ごとに異なりますので、事前に磐田市こども未来課へお問合せください。

※このほか別途書類が必要な場合があります。

	必 要 書 類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	戸籍謄本 申請者と対象児童のもの(発行から1か月以内) ※原本提出 ◆申請者と児童が別戸籍の場合は、それぞれの戸籍謄本 ◆離婚や死別の場合、申請者の戸籍に離婚日や配偶者の死亡日が明記されているもの ◆配偶者に障害がある場合、配偶者も明記されているもの	
2	振込先の預金通帳やキャッシュカード(申請者名義のもの・ゆうちょ銀行は通帳必須)	
3	マイナンバーが確認できる書類(申請者・児童・扶養義務者)	
4	運転免許証・健康保険証(申請者・児童)	
5	市民税申告をした書類(申請者・扶養義務者) ※所得の申告をしていない方	
6	年金証書(公的年金を受給している場合)	
7	配偶者の身体障害者手帳(配偶者に障害がある場合)	
8	配偶者の障害年金証書(配偶者に障害がある場合)	
9	配偶者の年金手帳(配偶者に障害がある場合)	
10	保護命令決定書謄本及び確定証明書、または手当請求用確定証明書(※原本)	

●外国籍の方の場合は、必要に応じて以下の書類もご提出ください。

	必 要 書 類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	婚姻していないことが証明できる公的機関交付の書類(原本・訳文) (発行から3か月以内)	
2	婚姻証明書(原本・訳文) (発行から3か月以内)	
3	離婚を証する書類(原本・訳文) (発行から3か月以内)	
4	申請者の出生証明書(原本・訳文) (発行から3か月以内) ※本国の役所や公証役場等で入手してください	
5	児童の出生証明書(原本・訳文) ※国外で出生の場合(発行から3か月以内)	
6	児童の出生届の受理証明書 ※日本国内で出生の場合(発行から1か月以内)	
7	死亡を証する書類 (外国語の場合 原本・訳文)	
8	在留カード (申請者・児童)	

(2) ひとり親家庭等医療費助成

医療機関等で受診した医療費の自己負担金のうち、保険診療分を助成します。
(※特定初診料、食事療養費などは除く)

ア. 対象者

磐田市に住所があり、20歳未満(20歳になる誕生日の前日に属する月末まで)の児童を扶養しているひとり親家庭等で、健康保険に加入している養育者(配偶者のいない母又は父等)及びこれらに扶養されている児童(進学等の事由により本市に住所を有しない児童も含む)

※同居所に住む直系親族全員の所得税が0円であること等、条件があります。

イ. 必要書類

	必 要 書 類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	養育者(配偶者のいない母・父等)と児童の健康保険証	
2	養育者(配偶者のいない母・父等)の預金通帳	
3	養育者(配偶者のいない母・父等)や扶養義務者の所得課税証明書※1※2 ※1 交付申請日が1/4～6/29の場合:前々年分のもの(申請年の前年1月1日に磐田市に住所が無かった方) ※2 交付申請日が6/30～12/28の場合:前年分のもの(申請年の1月1日に磐田市に住所が無かった方)	
4	戸籍謄本 ※現在ひとり親家庭等であることが分かり、ひとり親家庭等になった日(離婚日、死別日、子の出生日等)が分かる養育者のもの ※児童扶養手当を受給していない場合	
5	配偶者に障害がある場合は、配偶者の障害者手帳	

(3) ひとり親家庭等子育てサポート事業

ひとり親家庭等の子育てに係る経済的負担を軽減するため、次の事業(病児・病後児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)を利用した場合、利用料の一部を助成します。

ア. 対象者

児童扶養手当支給水準の方(老齢福祉年金以外の公的年金を受給できるため、児童扶養手当を受給していない方も、所得が児童扶養手当支給水準であれば対象です。)

イ. 各種事業の助成金額

利用料の1/2(10円未満の端数は切り捨て)

ウ. 申請時の必要書類

※事業利用の翌月以降に申請できます。なお、事業利用の翌月1日から1年以内に申請してください。期限を過ぎた場合、助成は受けられません。

●児童扶養手当を受給している方の場合

	必要書類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	児童扶養手当証書の写し	
2	利用料の領収書	
3	預金通帳の写し	

●児童扶養手当を受給していない方の場合 ※対象者に該当するか事前にご相談ください

	必要書類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	利用料の領収書	
2	預金通帳の写し	
3	所得課税証明書(必要な方のみ)	
4	世帯全員の住民票(必要な方のみ)	
5	養育費に関する申告書(養育費を受け取っている方のみ)	
6	生計分離申立書ほか(必要な方のみ)	
7	戸籍謄本	

エ. ひとり親家庭等子育てサポート事業の助成対象となる事業の利用から助成金申請までの流れ



(4) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ※必ず事前相談をしてください

就職に役立つ技能や資格の取得のために指定講座を受講した場合に、受講料の一部を支給します。

ア. 対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の父母であって、次のいずれにも該当する方

- ・母子、父子自立支援プログラムの策定等を受けていること
- ・受講を希望する教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
- ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと

イ. 指定講座(1人1講座のみ)

- ・雇用保険法の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ・雇用保険法の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ・雇用保険法の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

※指定講座の詳細は、「[教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム](#)」を参照してください。

ウ. 給付金の額 受講料の6割相当額 一定の期間内に資格を生かした就職等をした場合は2割5分相当額を上乗せ支給します。

- ・「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」の指定講座…上限20万円
- ・「専門実践教育訓練給付金」の指定講座…上限160万円(修業年数(最大4年)×40万円)

※1万2千円以下の場合には支給されません。

※雇用保険の教育訓練給付金制度を受給できる方は、受給金額を差し引いて給付金を交付します。

エ. 必要書類

	必要書類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	講座の案内・チラシ等 (厚生労働省が指定している講座であり、講座内容、受講料等が掲載されているもの)	
2	教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワークで証明されたもの) ※厚生労働省の教育訓練給付制度が利用できる要件をハローワークで確認し、要件を満たしていればハローワークで申請してください。	
3	母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	

(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ※必ず事前相談をしてください

ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するために、養成機関で訓練等を受ける場合、訓練促進給付金を一定期間支給します。

ア. 対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の父母であって、次のいずれにも該当する方

- ・所得要件あり(事前にご相談ください)
- ・半年以上の養成機関で一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
- ・事前相談において、資格取得の見込みや受講の必要性が認められたこと

イ. 対象となる資格

- ①看護師 ②准看護師 ③保育士 ④介護福祉士 ⑤作業療法士 ⑥理学療法士 ⑦歯科衛生士
⑧美容師 ⑨社会福祉士 ⑩製菓衛生師 ⑪調理師 ⑫シスコシステムズ認定資格 ⑬LPⅠ認定資格

※その他の資格についてはご相談ください。

「[教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム](#)」を参照してください。

ウ. 支給額

- ① 市町村民税非課税世帯 ……月額100,000円(修学期間の最後の1年間は140,000円)
- ② 市町村民税課税世帯 ……月額70,500円(修学期間の最後の1年間は110,500円)

※上記の他、養成機関で修業を修了した場合、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

支給額:市町村民税非課税世帯50,000円、市町村民税課税世帯25,000円

エ. 必要書類

	必 要 書 類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	学校案内・チラシ等(学校内容、学費等が掲載されているもの)	
2	在学証明書	
3	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証 (どちらも対象外の場合は、申請者の戸籍謄本)	
4	修業者本人の預金通帳	

(6) ひとり親家庭養育費確保支援助成金

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を図るため、養育費の取決めに関する公正証書作成や、調停申立て等に要する費用の一部を支援します。

ア. 対象者

- ・ 市内に住所を有するひとり親家庭で、養育費の取決めの対象となる児童の親権者かつ現に当該児童を扶養している方
- ・ 市税を完納している方又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている方
- ・ 過去にこの支援金の交付を受けていない方
- ・ 過去に同一主旨の国や他の地方自治体等の助成制度による財政的支援を受けていない、又は受ける見込みのない方

イ. 対象経費

- ・ 公正証書による養育費の取決めに要する公証人手数料【限度額43,000円】
- ※強制執行認諾約款のあるもの
- ・ 家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する収入印紙の購入代金、戸籍謄本等の添付書類取得費用、送達等に要する郵便切手代【限度額76,000円】

※限度額の範囲内で実際に支払った額を助成

ウ. 必要書類

	必 要 書 類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本(必要な方のみ) ※外国籍の方は、戸籍謄本にかわる書類が必要になります。	
2	世帯全員の住民票の写し(必要な方のみ)	
3	領収書等	
4	公正証書等(債務名義化した文書)	
5	申請者の預金通帳	
6	市税を完納していることがわかる書類等	

(7) 母子父子寡婦福祉資金

ア. 対象者

①母子福祉資金、父子福祉資金

- ・ 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子及びその扶養する20歳未満の児童
- ・ 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子及びその扶養する20歳未満の児童
- ・ 20歳未満の父母のない児童

②寡婦福祉資金

- ・ 20歳以上の子を扶養する夫のない女子及びその扶養する20歳以上の子
- ・ 子を扶養していない夫のない40歳以上の女子で前年の所得額が203万6千円以下の方

イ. 貸付の種類と内容

種類	内 容
修学資金	扶養している子が高等学校、大学、短大、高等専門学校または専修学校に修学するのに必要な経費
就学支度資金	扶養している子が小・中・高等学校、高等専門学校、修業施設ならびに短大、大学へ入学、入所する際に必要な経費
技能習得資金	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費
修業資金	扶養している子が事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費
就職支度資金	就職に際し必要な経費
医療介護資金	医療や介護(当該医療や介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるのに必要な経費
生活資金	知識技能を習得している期間または医療や介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な経費、養育費取得のための裁判費用
住宅資金	住宅の補修・増改築等をするのに必要な経費
転宅資金	転宅するために必要な経費で賃貸借契約により、入居の際の条件として要求される敷金、前家賃等
事業開始資金	事業を開始するのに必要な経費
事業継続資金	事業を継続するのに必要な経費
結婚資金	扶養している子(孫、曾孫等を含む)の婚姻に際し必要な経費

※修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金及び結婚資金については、対象児童が連帯借受人となります。

※資金の貸付にあたっては、返済能力や保証人等の返済能力等について審査を行います。審査の基準は各資金によって異なります。また、必要に応じて面接等を行います。

※資金を借りた方が期限内に返済しない場合、違約金が課せられます。

※貸付条件が変更される場合もあります。

(8) JR通勤定期券

JRの通勤定期乗車券を購入する場合、普通乗車券の3割引で購入できます。

ア. 対象者

児童扶養手当受給者

イ. 必要書類

	必要書類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	定期券を購入する方の写真(6か月以内に撮影した縦4cm×横3cmの正面上半身のもの)	
2	児童扶養手当証書	

4. 各種窓口の案内

(1) 総合相談

内 容	名 称	連 絡 先
しつけ、子育て、虐待など子どもに関する相談	こども相談ダイヤル	0538-35-4317
離婚、家族関係、DVなど女性にかかわる相談	女性相談ダイヤル	0538-37-4844
中学校卒業以降の若者年代の悩み (ひきこもり、不登校、就労等)に関する相談	若者相談ダイヤル	0538-37-2752
就業相談・就業支援、生活相談、養育費相談など	ひとり親サポートセンター	053-452-7107
就労、養育費、子育て等に関する相談	静岡県ひとり親あんしんLINE相談	

(2) 法律相談

内 容	名 称	連 絡 先
離婚やお金等の法律トラブル	法テラス浜松	0570-078324 IP電話やプリペイド携帯・海外からは 050-3383-5410 外国人の方は 0570-078377

(3) DV相談

内 容	名 称	連 絡 先
配偶者等からの暴力	DV相談ダイヤル	054-286-9217

(4) 女性・男性のための相談

内 容	名 称	連 絡 先
仕事、家族、生き方等、様々な悩み	あざれあ女性相談	054-272-7879
	あざれあ男性相談 相談日 第1・3土曜日 13:00~17:00	054-272-7880

(5) 就業相談

内 容	名 称	連 絡 先
担当者制による職業相談・職業紹介	ハローワーク磐田	0538-32-6181(41#)
仕事と家庭の両立を希望する方の就職相談	マザーズハローワーク浜松	053-454-1910
就職相談・紹介 子育てと両立しやすい求人情報の提供 相談日 毎週水曜日・金曜日(祝日・閉館日は除く)13:30~16:00	ひと・ほんの庭 にこっと	0538-36-1711

(6) 手続き案内

内 容	名 称	連 絡 先
家庭に関する問題(養育費など)を解決するための家庭裁判所の手続きについての説明、案内	静岡家庭裁判所浜松支部	053-453-7158



妊娠から出産、育児までをフルサポート

いわた子育て アプリ by 母子モ



妊娠から出産、育児までをフルサポート

「母子モ」はスマートフォン・タブレット端末、PCに対応したWeb・アプリサービスです。妊婦さんやお子さんの健康データの管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供など、育児や仕事に忙しいママやパパをサポートする便利な機能が充実しています。

利用をされる方は、QRコードからアプリをダウンロードしてください。



母子モ(ボシモ)で検索!
アプリストアからダウンロード
母子モ 検索

Available on the
App Store



GET IT ON
Google Play



「いわた子育て情報誌 わわわ」



子育てに関する様々な情報を掲載しています。磐田市に在住の方も、転入してきた方にも役立つ情報が満載です。

QRコードをスマートフォンで読み込み、磐田市HPからダウンロードしてください。

いわた子育て情報誌「わわわ」
ダウンロードはこちら ▶▶▶



発 行

〒438-0077 磐田市国府台57-7

磐田市役所 こども部 こども未来課

☎0538-37-4896